

誰のためのデジタル化なのか——菅政権のデジタル戦略

菅義偉政権が閣議決定した「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日）は、「データを効果的に活用した多様な価値・サービスの創出」を目標に掲げ、「データの流通、利用がデジタル社会の重要な礎である」と強調しています。

さまざまな個人情報を収集し、デジタルデータとして集積し、国と地方自治体が持つ膨大な個人情報とあわせて、企業に公開し利活用しやすいよう仕組みをつくり、企業の利益につなげるという戦略です。そのためには、国民一人ひとりを特定・識別する機能（いわゆるID、マイナンバー等）が必須になります。

64本に上るデジタル関連法案

デジタル戦略の基本方針に基づいて、第204回通常国会にデジタル関連法案が提出されました。64本に上る膨大な法案は、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案」を除き、関連する63本の新法案や改定案が5つに束ねられ、一括して審議されました。

63本の内訳は、新法案4本——「デジタル社会形成基本法案」「デジタル庁設置法案」「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案」「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案」と、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（個人情報保護法やマイナンバー法などの改定案10本、押印・書面手続きを見直すための改定案49本）」で構成されています。

また、デジタル戦略の総合調整を担う司令塔としてデジタル庁を内閣に設置します。首相がトップを務め、▽国と地方自治体、医療・教育などの分野の情報システムの統括・監理▽マイナンバー制度の企画立案▽国のデジタル政策の予算分配などの権限が集中します。

国の省庁にとどまらず、補助金を出している地方自治体、医療機関、教育機関といった準公共部門に対しても予算配分やシステムの運用について口を挟むことができるようになります。

デジタル関連法案の施行日と所轄官庁は以下の通り

▽デジタル社会形成基本法案（2021年9月1日施行、内閣官房）

▽デジタル庁設置法案（2021年9月1日施行、内閣官房）

▽公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案
（公布日、公布から2年以内、同3年以内、内閣府）

▽預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案
（公布から3年以内、内閣府）

▽デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案（2021年9月1日施行、公布から1年以内、同2年以内、内閣官房）

▽地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案（2021年9月1日施行、総務省）

大企業による個人情報の利活用ねらう

菅政権が進めるデジタル戦略の第一の特徴は、個人情報の収集や保護のための規制や制限を緩和し、企業のデータ利活用を大規模・効果的に推進することです。

国や地方自治体が持つ個人情報の取得と利活用のルールを大きく変え、民間、国の行政機関、独立行政法人等をそれぞれ対象とした3つの個人情報保護法を一本化します。地方自治体が独自に定めてきた個人情報保護条例にも縛りをかけ、国の基準と統一します。

国の個人情報保護のルールでは本人の同意なしに個人情報の目的外利用や第三者への提供が一定の条件で認められています。地方自治体が持つ個人情報が政府に吸い上げられ、目的外利用・提供が拡大する可能性があります。

また、地方自治体が持っている所得情報や医療・介護サービスの受給状況などの個人情報を匿名加工データ（「行政機関等非識別加工情報」）にして、そのデータ利活用案を企業等から募集することを都道府県や政令市には義務づけます。

合わせて、現在、多くの地方自治体が個人情報のオンラインによる情報連携を制限していますが、これを認めないようにします。行政が特定の目的のために集めた個人情報をデータ化し、企業にビジネス利用させて、成長戦略につなげようとするものです。

政府は「基本的には、法令の枠内で条例を定めていただく」（平井卓也デジタル改革担当相）としており、地方自治体独自の事業やサービスが抑制され、国が定める枠内に収まる範囲の施策しか行えない恐れがあります。

情報システムの共同化・集約へ

第二の特徴は、国や地方自治体が事務処理に使う「情報システムの共同化・集約」を行い、分散している各省庁や地方自治体の情報システムを統一・標準化することです。

国と地方自治体が持っている個人情報の公開を進め、企業等がデータ利用するためには情報システム連携が必要になります。今後、デジタル庁が整備・監理する「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」（国の情報システムにおける共通基盤・機能を提供するクラウドサービスの利用）の仕組みを、政府の全省庁だけでなく全国の自治体や準公共分野の情報システムについても使わせて、主要な業務内容の情報システムを原則国の情報システムに合わせるよう求めています。デジタル庁が個人情報だけでなく、情報システムも一元管理することになります。

マイナンバーカード利用範囲の大幅拡充

第三の特徴は、データの流通・集積を進めるため、マイナンバーカードの利用範囲を大幅に拡充することです。

マイナンバーカードの利用範囲の拡充として、マイナポータルを入り口として、行政だけでなく民間サービスも含めた個人情報の連携を進めようとしています。マイナポータルと情報連携しているPHRやアプリ（アプリケーション）を活用し、蓄積された自身の個人情報を、本人が利用するだけでなく、本人の同意に基づいて、企業等のPHRにつなげる仕組みです。このマイナポータルへのログインには、マイナンバーカードの「公的個人認証による電子証明書」という本人確認機能利用が必須となります。

医療以外では、国税還付・年金給付・各種給付金などの公金、障害者手帳や在留カード、各種免許・国家資格、学校や社会教育における学習履歴データなどを対象にしています。

マイナポータルやPHR等に蓄積された膨大な個人情報については、人工知能（AI）を使ってビッグデータ化して、企業が利活用できるようにすることで、ヘルスケアサービスや教育を新たな成長産業にすることをねらっています。

「デジタル・ガバメント」の基盤

菅政権は、マイナンバーカードの普及を「デジタル・ガバメント（電子政府）の基盤」と位置づけ、促進しています。

様々な個人情報を収集・蓄積するために、利便性の向上を前面に押し出しながら、あらゆる分野にマイナンバーカードの利用範囲を拡大することを目指しています。

今年10月までには、マイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始、2年後の2022年度末までにほぼ全員にマイナンバーカードを行き渡らせることを目標としています。

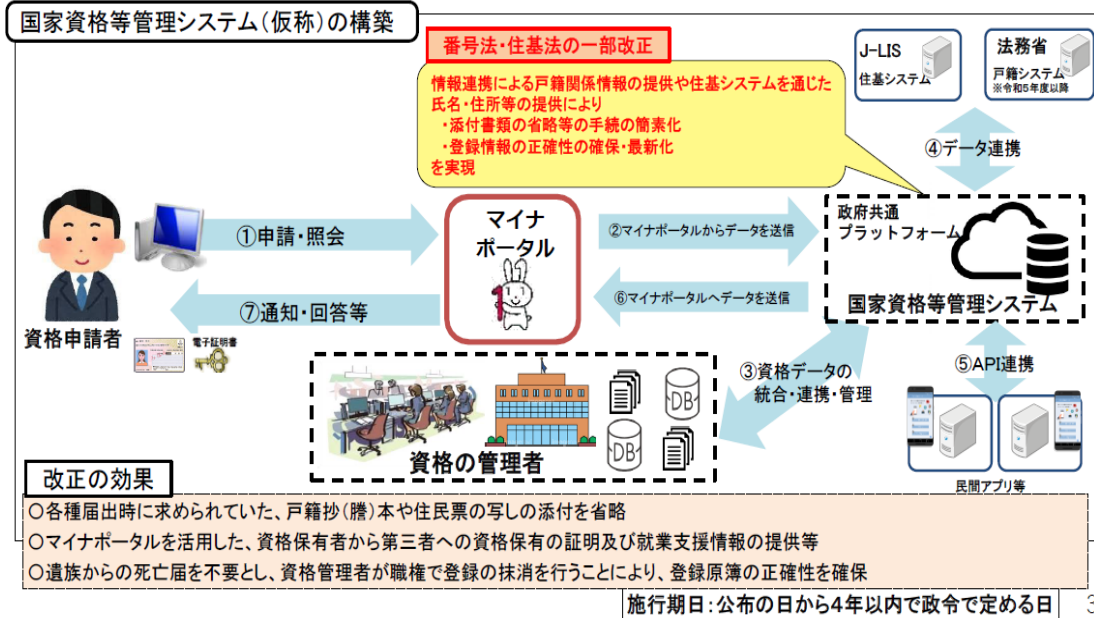
運転免許証との一体化も2024年度末に完了させる計画です。在留カードや学生証などもデジタル化し、マイナンバーカードへ集約することも狙上に上っています。

政府の経済財政諮問会議（4月13日）では、中西宏明・経団連会長ら民間議員が、「各企業の健保組合における、単独の健康保険証交付を取りやめ、（マイナンバーカードとの）完全な一体化を実現すべき」と提言しています。

マイナンバーカードの取得は、法律上の義務ではなく、あくまで任意ですが、マイナンバーカードがなければ健康保険で医療を受けられない、自動車の運転ができない、となれば事実上の強制取得です。

さらに、医師、歯科医師や看護師等の32職種の国家資格とマイナンバーを紐づける「国家資格等管理システム（仮称）」を新設し、免許登録や資格管理に関する事務等におけるマイナンバーの利用と情報連携を行います。2024年度から運用開始の予定です。

今回対象となった 32 職種は「税・社会保障・災害等に係る」職業ということですが、それ以外の約 300 程度の国家資格についても、国家資格等管理システムによるデジタル化を順次拡大していく方針です。有事が起きた際にマイナンバーが活用され、これらの職種の人々を国が動員しようとする意図が透けて見えます。



① 医師	⑫ 言語聴覚士	⑳ 介護福祉士
② 歯科医師	⑬ 臨床検査技師	㉑ 社会福祉士
③ 薬剤師	⑭ 臨床工学技士	㉒ 精神保健福祉士
④ 看護師	⑮ 診療放射線技師	㉓ 公認心理師
⑤ 准看護師	⑯ 歯科衛生士	㉔ 管理栄養士
⑥ 保健師	⑰ 歯科技工士	㉕ 栄養士
⑦ 助産師	⑱ あん摩マッサージ指圧師	㉖ 保育士
⑧ 理学療法士	㉒ はり師	㉗ 介護支援専門員
⑨ 作業療法士	㉓ きゅう師	㉘ 社会保険労務士
⑩ 視能訓練士	㉔ 柔道整復師	㉙ 税理士
⑪ 義肢装具士	㉕ 救急救命士	

出所：厚生労働省・社会保障審議会障害者部会（2021年2月26日）

個人の生涯を丸ごとデータ化

マイナンバーカードに代わるアプリについては 2022 年度を目標に導入します。

健康保険証の資格情報や運転免許情報をマイナンバーカードの IC チップに登録した上で、カードに搭載された電子証明書機能をアプリ化して、スマートフォンに搭載します。総務省は、マイナンバーカードとその電子証明書機能を格納したスマートフォンの 2 つの電子証明書は法制度上、区別して規定するとしています。

電子証明書機能が搭載されたスマートフォンを持っていれば、各種行政サービスについて、役所などに行ってマイナンバーカード提示しなくとも、行政サービス内容次第では端末上のアプリですべて完結することが可能になります。

また、公的個人認証による電子証明書と紐づけられた企業が発行する電子証明書（民間ID）の利活用についても検討しています。前述の経済財政諮問会議では、民間議員が「民間IDとの紐づけについても、早期の導入に道筋をつけるべき」と注文をつけています。

さらに民間議員は、預貯金口座の紐づけを促す制度の創設にとどまらず、マイナンバーと預貯金等の金融資産の情報と紐づいた仕組みの「早急な検討」も求めており、社会保障給付を徹底して抑える仕組みである「社会保障個人会計」の導入につながる危険性があります。

菅政権が進めるデジタル化によって、個人の生涯を丸ごとデータ化した膨大な情報が、マイナンバーに集約され、政府に一元的に管理されることで、社会の画一化が進み、政府が国民の行動を監視できる「デジタル社会」になる恐れがあります。

自己コントロール権などプライバシー権の強化を

国民生活に役立つデジタル化の推進は必要ですが、何よりも問題なのは、スマートフォンやパソコンなどのICT（情報通信技術）を利用できる人と、利用できない人の情報格差——デジタル・デバイドです。総務省の試算によると、情報利用にあたり支援を必要とする高齢者だけでも約1千万人に上ります。

デジタル化で起こる変化に対応できない人は、「自己責任だから自助努力をしる」ということになってしまえば人権問題につながります。情報格差の影響が、医療データの利活用にも及べば、健康格差も広がっていきます。

また、デジタル化の進展に対応して、個人情報やプライバシーを保護するための基本的な制度の整備が同時に行われる必要があります。自分の個人情報やデータを提供する際に受け取る側（国や企業など）が何に利用しているのか、誰が監督するのか透明にすることが不可欠です。個人データの利活用は、データ保護という信頼の上に成り立っているのです。

いま問われているのは誰のためのデジタル化なのかということです。企業の利益ばかりを追求することや、「デジタル監視社会」へ向かうのではなく、データ所有者である個人がデータをコントロールする——自己コントロール権などプライバシー権を強化することで、利便性も経済も発展させるというデジタル戦略が重要です。

（文責：医療動向モニタリング小委員会委員 寺尾正之）